

# 税軽減や補助金の支援対象業種を拡大し

## 兵庫県への産業立地を支援

### 対象業種

製造業 運輸業 情報通信業  
建設業 卸売業 学術研究  
教育・学習支援業 農業 など

#### 《支援対象業種拡大》

小売業 宿泊業 物品賃貸業  
飲食サービス業 など

#### 【施設例】

工場 物流センター 倉庫 オフィス 小売店 飲食店 ホテル・旅館

### 税軽減

#### 不動産取得税の軽減措置が受けられます

【軽減率】 2分の1 \*上限2億円

#### 法人事業税の軽減措置（5年間）が受けられます

【軽減率】 3分の1 又は 2分の1 （促進地域 2分の1）

### 補助金

#### 設備投資への補助金（上限無し）が受けられます

【補助率】 投資額の3% 又は 5% （促進地域 5% 又は 7%）

#### 新規雇用への補助金（上限3億円）が受けられます

【補助額】 新規正規雇用者 30万円/人  
（促進地域 新規正規雇用者 60万円/人  
新規非正規雇用者 30万円/人）

促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市

たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町、佐用町

※税軽減、補助金はいずれも要件がありますので、まずは下記までお問い合わせください。

兵庫県産業立地室に、まずはご相談ください。

<お問い合わせ先> 兵庫県産業立地室 TEL:078-362-4154

[https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03\\_000000002.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr03/sr03_000000002.html)

兵庫県産業立地

検索

# 【参考】産業立地条例による産業立地促進制度概要 (令和2年6月18日時点)

|             |   |
|-------------|---|
| 税<br>軽<br>減 | 不動産取得税の軽減措置（上限2億円）が受けられます   |
|             | 【軽減率】 2分の1  |
|             | 【要件】・新規正規雇用11人以上（拠点地区：要件なし 促進地域：6人以上）   |
|             | 法人事業税の軽減措置（5年間）が受けられます  |
|             | 【軽減率】 3分の1又は2分の1（促進地域：2分の1）<br>【要件】・投資額2億円[中小企業1億円]以上 *事務所、本社機能を除く<br>（促進地域：1億円[中小企業5千万円]以上）<br>・新規正規雇用11人以上（促進地域：6人以上） |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 補<br>助<br>金                     | 設備投資への補助金（上限なし）が受けられます   |
|                                 | 【補助率】 投資額の3%又は5%（促進地域：5%又は7%）  |
|                                 | 【要件】・工場等20億円[中小企業10億円]以上<br>・研究開発施設5億円以上<br>・事務所・本社機能10億円[中小企業5億円]以上<br>（促進地域：全て1億円以上） |
|                                 | 新規雇用への補助金（上限3億円）が受けられます  |
|                                 | 【補助額】 新規正規雇用者 30万円/人<br>（促進地域：新規正規雇用者 60万円/人<br>：新規非正規雇用者 30万円/人）                      |
|                                 | 【要件】・投資額5千万円以上 *事務所・本社機能を除く<br>（促進地域なし）<br>・新規正規雇用11人以上<br>（促進地域：6人以上）                 |
| オフィス賃料補助金が受けられます                |  |
| 【補助率】 賃借料の2分の1以内 *補助額 1500円/㎡・月 |  |
| 【要件】・新規正規雇用11人以上（促進地域：6人以上）     |  |

促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市  
たつの市（旧新宮町の区域に限る。）、宍粟市、上郡町、佐用町